

「軽自動車税」の引き上げに反対する意見書

来年4月から消費税率は8%、翌年27年10月からは10%へと引き上げられる。そのかわり、自動車購入者への二重課税として問題視され続けてきた自動車取得税が10%の段階で廃止される予定である。

自動車取得税は都道府県税であり、その70%に近い額が市町村に渡されている。したがって、廃止されると約1,900億円も地方税収に穴があき、行政サービスの悪化が懸念されてくる。

そこで代替財源として目をつけられたのが軽自動車税である。軽自動車税は市町村税であるので、増税分の税収がそのまま市町村の行政サービスに還元されるという住民メリットがある。

一方で、軽自動車の魅力は、車両価格の安さと税負担の軽さと低燃費であり、少子化で家族4人ならば軽自動車で十分という家庭も多く、需要がますます高まる傾向にある。特に、公共交通インフラのおくれた地方へ行けば行くほど普及台数が多く、トップの佐賀県は31万6,884世帯数を普及台数が上回っており、一世帯に一台以上であり、四国4県においても普通車の保有台数を軽自動車が上回り、まさに地方に暮らす庶民の足として便利さを発揮している。

県民経済計算のデータと普及台数のデータを比較しても、県民一人当たり所得の低い県ほど軽自動車の普及台数が高く、軽自動車税が増税になれば所得水準の高い大都市圏よりも地方のほうがより増税の負担を強いられる実態になる。つまり税負担の逆進性が懸念される。

よって、国におかれては、地方の生活を支える「軽自動車税」の引き上げをしないことを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議長 森 田 英 二

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
財 務 大 臣
総 務 大 臣 } 様